

## ようこそ！赤ちゃん

赤ちゃんのご誕生おめでとうございます。この喜びを忘れずに、小さな命を皆で守っていきましょう。さあ、神津島村での子育てがはじまります。

### ● 出産後のお手続き

#### 出生届

出生届は、生まれた日を含めて**14日以内に名前を付けて届出してください**。出生届の用紙は出産後に病院で受け取って下さい。

#### ■ 届け出先

- ・ 届出人の所在地(住所地のほか、里帰り先の一時滞在地も含む)
- ・ 父または母の本籍地

- ・ 子供の出生地

#### ■ 届け出に必要なもの

- ・ 出生届(出生証明書欄記入後のもの)
- ・ 印鑑(シャチハタ不可)
- ・ 母子健康手帳
- ・ 届出人の身分証明書



問い合わせ・提出先：役場福祉課 TEL8-0011

#### 出生通知票ハガキ

母子手帳交付時に、出生通知票ハガキをお渡しします。まだお父さんの名前が決まっていなくても、産後出来るだけ早く、ハガキの郵送をお願いいたします。いただいたハガキをもとに保健サービス(新生児訪問・予防接種・健診)のご案内をします。

問い合わせ：保健センター TEL8-0010

## 出産育児一時金

【出産日に神津島村国民健康保険に加入している方】

支給金額は 40 万 4 千円(産科医療補償制度対象分娩の場合は 42 万円)です。妊娠 12 週を超えて(85 日以上)の死産・流産(医師の証明が必要)も支給されます。

出産育児一時金を、42 万円を限度に国民健康保険から医療機関へ直接支払う「直接支払制度」、出産育児一時金の受領を医療機関へ委任する「受取代理制度」が利用できます。「受取代理制度」を利用する場合は、世帯主が出産予定日の 2 か月前から国保に申請します。

これらの制度を利用すると、出産費用から出産育児一時金(42 万円を限度)を差し引いた差額を医療機関へ支払います。出産費用が 42 万円に満たない場合は、出産月のおよそ 2、3 か月後、国保から世帯主あて差額分の支給申請書を送ります。

制度を利用しないときは、出産後、世帯主の申請が必要です。

【社会保険などで支給される場合】

1 年以上ほかの保険の被保険者であった人が、退職後 6 か月以内に出産したときは、退職まで加入していた保険から、出産育児一時金が支給されます。

問い合わせ：

国民健康保険の方 役場福祉課 Tel8-0011  
国民健康保険以外の方 各勤務先へ

## 健康保険の手続き

生まれたお子さんが国民健康保険に加入する場合には、役場福祉課にてお手続きください。国民健康保険以外の保険に加入される場合には勤務先にお問い合わせください。

問い合わせ：

国民健康保険の方 役場福祉課 Tel8-0011  
国民健康保険以外の方 各勤務先へ

## 乳幼児・義務就学児医療費助成制度(マル乳・マル子)

### 【乳幼児医療費助成制度(マル乳)】

医療機関等で診療・調剤を受けたときの保険診療の自己負担分を村が助成する制度です。**※出生届と一緒に手続きください。**

お子様が生まれてから6歳になった年の最初の3月31日まで支給します。

#### ■届出に必要なもの

- ・個人番号カード（マイナンバーカード）
- ・印鑑
- ・申請者(保護者)と乳幼児の健康保険証またはその写し

### 【義務就学児医療費助成制度(マル子)】

医療機関等で診療・調剤を受けたときの保険診療の自己負担分を村が助成する制度です。

お子様が6歳になった年の最初の4月1日から15歳になった年の最初の3月31日まで支給します。

#### ■届出に必要なもの

- ・個人番号カード（マイナンバーカード）
- ・印鑑
- ・申請者(保護者)と児童の健康保険証またはその写し

問い合わせ・提出先：役場福祉課 Tel.8-0011

## 神津島村内高等学校在学生の医療費助成

神津島村内高等学校に在学する学生が医療機関などで診療・調剤受けたときの保険診療の自己負担分を村が助成する制度です。

### ■届出に必要なもの

- 診療・調剤を受けた学生の学生証
- 診療・調剤を受けた学生の健康保険証またはその写し
- 医療機関などの領収書
- 印鑑

問い合わせ・提出先：役場福祉課 TEL8-0011

## 児童手当

お子さんが中学校修了まで支給します。役場福祉課(Tel8-0011)にて**出生後 15 日以内**に必ず手続きして下さい。**※出生届と一緒に手続きください。**

### ■申請に必要なもの

- 印鑑
- 申請者(保護者)と児童の健康保険証、またはその写し
- 申請者名義の預金口座番号  
(振り込みの場合は七島信用組合のみとなります)
- 個人番号が確認できる物

問い合わせ・提出先：役場福祉課 TEL8-0011

## 未熟児養育医療

東京都内に居住する未熟児で、入院して養育を受ける必要があると医師が認めた乳児（0歳児）が対象です。対象となる方は未熟児養育医療給付の申請書を保健センターへ提出してください。

- 対象者 ① 出生時体重が2,000グラム以下の乳児  
② ①以外の乳児で、生活力が特に弱く、下記の「対象となる症状」に掲げるいずれかの症状を示す乳児
- 対象となる症状  
けいれん、運動異常  
体温が摂氏34度以下  
強いチアノーゼなど呼吸器、循環器の異常  
くり返す嘔吐（おうと）など消化器の異常  
強い黄疸（おうだん）

問い合わせ：保健センター TEL8-0010

## ひとり親家庭等医療費助成制度(マル親)

ひとり親家庭等の医療費助成制度は、ひとり親家庭、父母ともいない家庭、両親のいずれかに重度障害のある家庭の親と子を受給者とし、受給者の保険診療に係る医療費の自己負担分のうち一部を助成することにより、ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

申請に基づき、ひとり親家庭等医療証（マル親）を交付します。お子さんが18歳に達した最初の3月31日まで支給します。

**出生後15日以内**、またはひとり親となった際に必ず手続きして下さい。詳しい要件などは、福祉課にお問い合わせください。

問い合わせ：役場福祉課 TEL8-0011

## 児童扶養手当

児童扶養手当は、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です（国制度）。詳しい要件などは福祉課にお問い合わせください。

問い合わせ：役場福祉課 Tel.8-0011

## 児童育成手当

児童育成手当制度は、児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として支給されるものであって、児童福祉の増進を図ることを目的としています。

### ■対象

下記のいずれかの状態にある 18 歳になった最初の 3 月 31 日までの児童を養育している保護者の方。また、所得制限以内の方。

- ・父または母が離婚した
- ・父または母が死亡した
- ・父または母が重度の障害（身体障害等級 1・2 級と同程度）の状態にある
- ・父または母が生死不明
- ・父または母が児童を 1 年以上遺棄している
- ・父または母が法令により 1 年以上拘禁されている
- ・母が婚姻によらないで出生し、父または母と生計を異にしている
- ・父または母が裁判所からの DV 保護命令を受けた児童

※ただし、下記の場合は手当を受給できません。

児童が児童福祉施設等に入所したり、里親に預けられたとき  
父または母が事実上の婚姻状態にあるとき  
父母または養育者の住所が国内にないとき

詳しくは、役場福祉課にお問い合わせください。

問い合わせ：役場福祉課 Tel.8-0011

## ●すこやかな成長のために～生まれてから1歳まで～

### 各種予防接種

病気にかかってしまうと、重い後遺症が残ったり、命がおびやかされたりすることも。そうならないためには、予防が一番。そのもっとも安全で確実な方法が、予防接種です。

神津島村では、月2回、診療所で予防接種をうけられる日をもうけております。接種日の2週間前までに保健センターに予約をしてください。予防接種日の詳細は、新生児訪問の際に、別紙にてご説明いたします。

問い合わせ：保健センター TEL8-0010

### 新生児聴覚検査

新生児聴覚検査は、赤ちゃんが受けることができる耳のきこえの簡易検査です。都内の契約医療機関であれば、母子手帳交付時にお渡しする**新生児聴覚検査受診票**を使って、**出産する病院で受けることができます。**

〈都内の契約医療機関外で検査を受ける方〉

里帰り出産などで都内の契約医療機関外で新生児聴覚検査を受けた場合には、新生児聴覚検査受診票は使用できません。その場合には、新生児聴覚検査費用の一部(3,000円)を助成いたします。

#### ■申請に必要なもの

- ・母子手帳
- ・医療機関が発行した領収書
- ・未使用の受診券
- ・印鑑(スタンプ式不可)
- ・健康保険証
- ・振込先の口座番号等が確認できるもの

※通帳もしくはキャッシュカード(七島信用組合、ゆうちょ銀行のみ)

#### ■申請先

- ・保健センター

問い合わせ：保健センター TEL8-0010

## 先天性代謝異常検査

お子さんの成長に大きく影響する病気（先天性代謝異常）がないか、産後入院中に行う血液検査です。

問い合わせ：出産先医療機関

## 新生児訪問(こんにちは赤ちゃん訪問)

保健師もしくは助産師がお宅に訪問し、赤ちゃんの発育・発達の確認、育児に関する相談などに対応します。

問い合わせ：保健センター TEL8-0010

## 女性向けリフレッシュ体操

女性向けリフレッシュ体操は、日頃の運動不足や育児のストレスを運動で解消したい女性向けの運動教室です。希望者には予約制で託児も行います。月に1～2回、理学療法士が開催いたします。

文字放送や保健センターLINEで開催のお知らせをいたします。

問い合わせ：保健センター TEL8-0010





## 1 か月健診

産後の1か月健診は病院から担任したあとのお母さんとお子さんをチェックする大切な健診です。基本的には、出産した病院で行われます。(保険証の有無にかかわらず、自費になります。)

問い合わせ：出産先医療機関

## 3・4 か月健診

赤ちゃんは身体の発育がめざましく、発達上の指標のある生後3か月から4か月の時点で健康診査を行うことは、お子さんの発達・発育の確認をするうえで大切なことです。また、赤ちゃんと保護者が絵本を通して楽しい時間を分かち合えるよう、子ども家庭支援センター職員が絵本をお渡しする「ブックスタート事業」を行っています。

時期になりましたら、保健センターから郵送にてご案内いたします。

- ・対象 3・4か月児とその保護者
- ・場所 保健センター

問い合わせ：保健センター TEL8-0010

## 6・7 か月健診、9・10 か月健

時期になりましたら、受診票を郵送いたしますので、当日診療所にご持参下さい。診療所以外でも都内の医療機関であれば受診できます。(一部使用できない医療機関がありますので直接医療機関にお問い合わせください)

- ・対象 6・7か月児、9・10か月児とその保護者
- ・場所 診療所(都内の一部を除く医療機関で受診できます)

問い合わせ：保健センター TEL8-0010

## 助産師来島事業

年3回助産師が来島し乳房マッサージ、卒乳ケア、育児相談を行っています。自分ではトラブルを感じていなくとも、授乳後おっぱいが完全に空っぽにならず、たまっていたり詰まっていたりすることも考えられます。

開催日時が決まりましたら文字放送、保健センターLINEなどでお知らせします。

問い合わせ：保健センター TEL8-0010

## ～子ども服リユースBOXのご紹介～

生きがい健康センター和室に子ども服リユースBOXを設置しています。

BOXに入っている物は、どなたでもご自由にお持ち帰りいただけます。使わなくなった服を入れて頂くことも可能です。和室開放などの際にぜひご利用ください。



## ～台風などの災害に備えましょう～

7月～10月は台風シーズンです。台風が来た場合、停電や断水が起きる可能性があります。

急に停電や断水が起きても困らないよう、粉ミルク用の水を事前に確保する、レトルトの離乳食を買っておくなどの準備をしておきましょう。

また、天気予報や気象庁が発表する防災気象情報などによって危険の接近を知ることができます。こうした情報に接したら、十分警戒し、危険なところに住んでいる場合は、早め早めに避難することが大切です。

保健センターでは「赤ちゃん和妈妈を守る防災ノート」を配布しています。書き込みをしながら、「我が家の備え」としてお役立てください。またこのノートは、インターネットで「赤ちゃん和妈妈を守る防災ノート」と検索していただくこともダウンロード可能です。

「避難したいけど、車がなくて避難できない」「水がなくて子どもにミルクが飲ませられない」など、子どもや自分の安全が守れないときには、迷わず神津島村役場 8-0011 に電話してください。

